

地震体験車製造 実施要領

1 事業の趣旨・目的

地震体験車は、水平2方向（前後、左右）、垂直1方向の3次元駆動により、東日本大震災を含む近年発生した地震の揺れを再現できる起震装置を搭載し、区民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を促進するとともに各種防災教育及び広報活動に供することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 地震体験車製造
- (2) 業 務 内 容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契 約 期 間 令和2年7月上旬から令和3年2月26日
- (4) 委託上限額 53,562,300円（税込）上限

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 過去に行政機関（国・地方自治体）における物品調達業務実績を有すること。

4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間
令和2年5月1日（金）～令和2年5月26日（火）17時まで
- (2) 質問受付期間
令和2年5月1日（金）～令和2年5月13日（水）17時必着
- (3) 質問回答期限

令和2年5月19日(火)

(4) 必要書類の提出期限

令和2年5月26日(火) 17時必着

(5) 第1次審査期間

令和2年5月27日(水)～令和2年6月4日(木)

(6) 第1次審査結果通知

令和2年6月5日(金)

(7) 第2次審査

令和2年6月16日(火)

(8) 最終選定結果通知

令和2年6月25日(木)

5 参加手続

(1) 実施要領の公表

ア 公募期間：令和2年5月1日(金)～令和2年5月26日(火) 17時まで

イ 公募方法：江東区ホームページにて公表

(2) 質疑・回答

ア 質問受付期間：令和2年5月1日(金)～令和2年5月13日(水) 17時必着

イ 質問方法：下記担当課に電子メールで提出する。

電話、訪問、郵送等での質問には応じない。

ウ 回答方法：令和2年5月19日(火)までに、質問事項及び回答を質問がなされた事業者名を伏せた上で、江東区ホームページにて公表する。

エ その他：質問への回答は、原則として仕様の追加とみなす。

(3) 必要書類の提出

ア 提出期限：令和2年5月26日(火) 17時必着

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時)又は郵送

※持込み先は、下記担当課まで

6 提出書類

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 参加表明書(様式1) | ・・・1部 |
| (2) 会社概要書(様式2) | ・・・10部 |
| (3) 業務実績書(様式3) | ・・・10部 |

- (4) 価格提案書（様式4） ・ ・ ・ 10部
項目は任意で追加してもよいが、2ページ以内にする。
- (5) 企画提案書 ・ ・ ・ 10部
ア 企画提案書は任意書式でA4サイズ20ページ以内とする。縦横は問わない。
イ 提案内容には、業務の概要、業務の実施体制、事業全体のスケジュール、その他事業者が必要と考える事項を記載すること。
(事業期間は令和2年7月から令和3年1月までを想定)

7 選定方法

- (1) 第1次審査（書類審査）
提出書類の書類審査を行い、第2次審査対象者を選定する。
第1次審査結果は、必要書類を提出した事業者全員に対して、6月5日までに全ての電子メールにより通知する。
なお、(4) その他に掲げる失格事項に該当する場合は参加資格がないものとして、結果の通知はしないこととする。
- (2) 第2次審査（プレゼンテーション）
第1次審査により対象者となった事業者によるプレゼンテーションを実施する。
プレゼンテーションの開催時間、場所等については別途通知する。
審査の結果は、プレゼンテーションを実施した事業者全員に対して書面により通知する。
- (3) 審査における留意事項
ア 別紙「評価基準」をもとに審査を行い、失格者を除いた者の内、第1次及び第2次審査の合計点が最も高い者を、契約交渉の相手方の候補者として選定する。
イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約交渉の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を候補者として選定する。
ウ ア、イに関わらず、総合点が著しく低い場合は、候補者として選定しない。
エ 必要書類提出後の内容の修正又は変更等は認めない。
オ プレゼンテーションの出席者は1事業者5名以内とし、必ず本業務の責任者が出席し、プレゼンテーション及び質疑への回答を行うこと。
カ プレゼンテーションは企画提案書に沿って行うこと。
キ プレゼンテーションでパソコン等の機器を使用する場合は各事業者が持参すること。(電源、プロジェクター、スクリーンは区で用意する。)
- (4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
- エ 仕様書要件を満たしていない項目がある場合
- オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の公表

契約締結後速やかに、下記項目において江東区ホームページにおいて公表する。

【公表事項】

- ① 選定された候補者の名称、総合点及び選定理由
 - ② ①以外の参加者（名称は公表しない）の総合点
- ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 提出された書類の返却は行わない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることがある。
- (4) 企画提案書及び価格提案書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (5) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

- (8) 参加者が1 者の場合であっても、プロポーザルは上記スケジュールに沿って実施する。審査の結果、総合点が一定の水準を上回っていた場合は、その事業者を契約の相手方の候補者とする。

1 1 担当課（書類等提出先）

江東区 総務部危機管理室 防災課 防災計画係（担当：大塚・長田）

〒135-8383 江東区東陽4－1 1－2 8（江東区防災センター4階）

電話：03-3647-9584

電子メール：bosai@city.koto.lg.jp